

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



- 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります -

マイナ保険証

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。



マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日まで）使用可能です。

マイナンバーカードの健康保険証利用

顔認証付きカードリーダーで

同意すると、どうなるの？



医師等※が特定健診情報・薬剤情報等を閲覧できます！

※医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者

初めての医療機関や薬局でも、今までに使った薬の情報や患者の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師等と共有でき、**健康管理や医療の質の向上**につながります！

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等が閲覧できるようになります。

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の診療情報※1および薬局等で受け取ったお薬の情報※2です。

※1 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流）などが対象です。

※2 注射・点滴等も含む薬剤情報です。

過去の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

限度額適用認定証の準備が不要になります！

限度額適用認定証って？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

※同意画面はイメージです。

マイナンバーカード 保険証

検索